

令和4年度結婚新生活支援事業の要件を見直し、
パートナーシップ宣誓をしたカップルも対象とします

千葉市では、独自の住宅団地の活性化策として推進している「結婚新生活支援事業」の要件について、これまで「婚姻届を提出し、受理された夫婦」に限っていたものを「パートナーシップ宣誓をしたカップル」も加え、対象世帯を拡充しましたので、お知らせします。

1 趣旨

5月12日に記者発表しました令和4年度結婚新生活支援事業について、対象世帯のさらなる見直しを行いました。これまでは、国の補助制度を活用するため、国の要件に沿った制度運用をしてきたところですが、令和4年度から、市単独の取り組みとして、新たに「パートナーシップ宣誓をしたカップル」も認める対象世帯の拡充を行います。

2 見直し内容

対象世帯に、「パートナーシップ宣誓をしたカップル」を追加

【参考】申請方法等

1 申請方法

「千葉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅政策課へ郵送または持参により提出。

＜提出先＞〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 中央コミュニティセンター3階
千葉市都市局建築部 住宅政策課

2 申請開始日

令和4年6月1日（水）から

※受付予定件数 30件

3 前年度からの変更点（新旧対照表）

	令和3年度	令和4年度（見直し後）
補助要件 ※全て満たすことが必要	<p>ア <u>婚姻時に夫婦双方の年齢が39歳以下</u></p> <p>イ <u>令和2年分の夫婦の合計所得が400万円未満</u></p> <p>ウ <u>令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦</u></p> <p>エ <u>夫婦の双方またはいずれかが、婚姻を機に千葉市外から指定の団地へ転入し、2年以上継続して居住する意思のある方</u></p>	<p>ア <u>婚姻又はパートナーシップ宣誓（以下、婚姻等）時の夫婦又はカップル（以下、夫婦等）双方の年齢が39歳以下</u></p> <p>イ <u>令和3年分の夫婦等の合計所得が400万円未満</u></p> <p>ウ <u>下記のいずれかに該当する世帯</u> ・ <u>令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦</u> ・ <u>令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に千葉市又は「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結している地方公共団体にパートナーシップ宣誓をしたカップル</u></p> <p>エ <u>夫婦等の双方またはいずれかが、婚姻等を機に指定の団地以外から指定の団地へ転居し、2年以上継続して居住する意思のある方</u></p>
対象となる内容	<p>ア 住居費 住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料</p> <p>イ 引越費用 引越業者または運送業者へ支払った費用</p>	<p>ア～イ（変更なし）</p> <p>ウ <u>リフォーム費用</u> <u>修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用</u></p>
補助額	住居費、引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限	住居費、引越費用、 <u>リフォーム費用</u> を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限

※下線部分が変更箇所

※借入金利を一定期間引き下げる住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型を利用できる場合があります。

4 その他

本事業は市ホームページにも掲載しています。

- ・令和4年度結婚新生活支援事業のご案内

【URL】<https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/kekkonshinseikatsu.html>

- ・補助対象団地（指定の団地）の紹介

【URL】https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/danti_toppage.html